

令和6年12月6日

飯島町議会議長 久保島 巖 様

飯島町議会議員

片桐 剛

坂井 活広

第3号議案

飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

上記の修正案を、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第16条第2項の規定により提出します。

12/6

(別紙)

第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように修正する。

別表第2中

「

議会	議長		288,200	
	副議長		220,500	
	常任委員長又は議会 運営委員長		210,700	
	議員		198,000	

」を

「

議会 (右欄に掲げる年齢は、 月の属する年度の4月1 日時点とする。)	60歳以上	右欄に掲げる区	198,000	
	55歳以上59歳以下	分に応じ、下記に	218,000	
	45歳以上54歳以下	定める割合を役	223,000	
	40歳以上44歳以下	職ごと加算した	218,000	
	30歳以上39歳以下	額をもって議員	213,000	
	29歳以下	報酬とする。 議長100分の46 副議長100分の11 常任委員長又は 議会運営委員長 100分の6	198,000	

」

に改める。

第3号議案 修正案 資料1

飯島町特別職の職員等の給与に関する条例（昭和31年飯島町条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 案
別表第2（第4条関係） 【別記1 参照】	別表第2（第4条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

現 行

職名		報酬		
		年額	月額	日額
議会	議長	円	円	円
	副議長		288,200	
	常任委員長又は議会運営委員長		220,500	
	議員		210,700	
			198,000	

改 正 案

職名		報酬		
		年額	月額	日額
議会 (右欄に掲げる年齢は、月の属する年度の4月1日時点とする。)	60歳以上	円	円	円
	55歳以上59歳以下	右欄に掲げる区分に応じ、下記に定める割合を	198,000	
	45歳以上54歳以下	役職ごと加算した額をも	218,000	
	40歳以上44歳以下	って議員報酬とする。	223,000	
	30歳以上39歳以下	議長100分の46	218,000	
	29歳以下	副議長100分の11 常任委員長又は議会運営 委員長100分の6	213,000	198,000